

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○ 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）（第一条関係）	．．．．．	1
○ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）（第二条関係）	．．．．．	55
○ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）（第三条関係）	．．．．．	69
○ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）（第四条関係）	．．．．．	72
○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）（第五条関係）	．．．．．	82
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第九条関係）	．．．．．	86
○ 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（附則第十条関係）	．．．．．	88
○ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（附則第十一条関係）	．．．．．	89
○ 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）（附則第十二条関係）	．．．．．	94

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 創業及び新たに設立された企業の事業活動の促進</p> <p>第一節 創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第四条―第七条）</p> <p>第二節 社外高度人材活用新事業分野開拓（第八条―第十三条）</p> <p>第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上</p> <p>第一節 経営革新（第十四条・第十五条）</p> <p>第二節 異分野連携新事業分野開拓（第十六条・第十七条）</p> <p>第三節 経営力向上（第十八条―第二十三条）</p> <p>第四節 支援措置（第二十四条―第三十一条）</p> <p>第五節 支援体制の整備（第三十二条―第四十八条）</p> <p>第四章 中小企業の事業継続力強化</p> <p>第一節 事業継続力強化（第四十九条―第五十三条）</p> <p>第二節 支援措置（第五十四条―第五十八条）</p> <p>第三節 雑則（第五十九条・第六十条）</p> <p>第五章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備</p> <p>第一節 新技術を利用した事業活動の支援（第六十一条―第六十六条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第四条―第七條）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上</p> <p>第一節 経営革新（第八条・第九条）</p> <p>第二節 異分野連携新事業分野開拓（第十条・第十一条）</p> <p>第三節 経営力向上（第十二条―第十七条）</p> <p>第四節 支援措置（第十八条―第二十五条）</p> <p>第五節 支援体制の整備（第二十六条―第四十二条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第四章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備</p> <p>第一節 新技術を利用した事業活動の支援（第四十三条―第四十八条）</p>

第二節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備（第六
十七条―第七十二条）

第三節 雑則（第七十三条）

第六章 雑則（第七十四条―第八十一条）

第七章 罰則（第八十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 （略）

2 3 4 （略）

5 この法律において「新規中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 新規中小企業者

二 中小企業者等であつて、事業を開始した日以後の期間が五

第二節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備（第四
十九条―第五十四条）

第三節 雑則（第五十五条）

第五章 雑則（第五十六条―第六十三条）

第六章 罰則（第六十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 （略）

2 3 4 （略）

（新設）

年未満の個人（前号に掲げる者を除く。）

三 中小企業者等であつて、設立の日以後の期間が五年未満の会社（第一号に掲げる者を除く。）

四 中小企業者等であつて事業を開始した日以後の期間が五年以上十年未満の個人又は設立の日以後の期間が五年以上十年未満の会社であるものうち、プログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下この号及び第七十条において「情報処理促進法」という。）第二条第二項に規定するプログラムをいう。第十九条第三項及び第七十条第一項第一号において同じ。）の開発その他の情報処理（情報処理促進法第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）に関する高度な知識又は技能を活用して行う業務として経済産業省令で定める業務に従事する常時使用する従業員の数の常時使用する従業員の総数に対する割合が経済産業省令で定める割合を超えるもの（第一号に掲げる者を除く。）。

6 | 7 | (略)

8 | この法律において「社外高度人材活用新事業分野開拓」とは、新規中小企業者等が、新事業活動に係る投資及び指導を新規中小企業者等に対して行うことを業とする者として経済産業省令で定める要件に該当する者から投資及び指導を受け、社外高度人材（当該新規中小企業者等の役員及び使用人その他の従業者以外の者であつて、新事業活動に有用な高度な知識又は技能を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下同じ。）を活用して、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいう。

5 | 6 | (新設) (略)

9) 12) (略)

13) この法律において「承継等中小企業者等」とは、中小企業者等が事業承継等（前項第一号から第四号までに掲げる措置及び同項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。次項及び第十九条第四項、第二十条第三項並びに第二十九条第一項及び第二項において同じ。）を行う場合における当該中小企業者等をいう。

14) (略)

15) この法律において「事業再編投資」とは、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。第二十二条第一項及び第二十三条第一項において同じ。）が行う中小企業者等に対する投資事業（主として経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等に対するものであることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）であつて、当該中小企業者等に対する経営資源を高度に利用する方法に係る指導を伴うことが確実であると見込まれるものとして経済産業省令で定めるものをいう。

16) この法律において「事業継続力強化」とは、事業者が、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、自然災害等が発生した場合における対応手順の決定、当該影響の軽減に資する設備の導入、損害保険契約の締結、関係者との連携及び協力その他の事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、必要な組織の整備、訓練の実施その他の当該対策の実効性を

7) 10) (略)

11) この法律において「承継等中小企業者等」とは、中小企業者等が事業承継等（前項第一号から第四号までに掲げる措置及び同項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。次項及び第十三条第四項、第十四条第三項並びに第二十三条第一項及び第二項において同じ。）を行う場合における当該中小企業者等をいう。

12) (略)

13) この法律において「事業再編投資」とは、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。第十六条第一項及び第十七条第一項において同じ。）が行う中小企業者等に対する投資事業（主として経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等に対するものであることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）であつて、当該中小企業者等に対する経営資源を高度に利用する方法に係る指導を伴うことが確実であると見込まれるものとして経済産業省令で定めるものをいう。

(新設)

確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。

17| この法律において「国等」とは、国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十六条第二項において同じ。）その他特別の法律によつて設立された法人であつて新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金（以下この章において「新技術補助金等」という。）を交付するものとして政令で定めるもの（次項において「特定独立行政法人等」という。）をいう。

18| この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、国等から経済産業大臣及び各省各庁の長等（国については財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長、特定独立行政法人等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。）が次条第一項に規定する基本方針における同条第二項第四号イ(1)に掲げる事項に照らして適切であるものとして指定する新技術補助金等（以下「特定補助金等」という。）を交付されたものをいう。

19| この法律において「新事業支援機関」とは、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第六十七条第一項において「指定都市」という。）の区域において、新たな事業活動を行う者に対して、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場等に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化その他の支援の事業（以下「支援事業」という。）

14| この法律において「国等」とは、国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十条第二項において同じ。）その他特別の法律によつて設立された法人であつて新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金（以下この章において「新技術補助金等」という。）を交付するものとして政令で定めるもの（次項において「特定独立行政法人等」という。）をいう。

15| この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、国等から経済産業大臣及び各省各庁の長等（国については財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長、特定独立行政法人等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。）が次条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号イ(1)に掲げる事項に照らして適切であるものとして指定する新技術補助金等（以下「特定補助金等」という。）を交付されたものをいう。

16| この法律において「新事業支援機関」とは、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第四十九条第一項において「指定都市」という。）の区域において、新たな事業活動を行う者に対して、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場等に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化その他の支援の事業（以下「支援事業」という。）

（）を行う者であつて、第六十七条第一項に規定する事業環境整備構想において定められるものをいう。

20 (略)

(基本方針)

第三条 主務大臣は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 創業及び新たに設立された企業の事業活動の促進に関する次に掲げる事項

イ 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する次に掲げる事項

(1) 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する基本的な方向

(2) 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に当たつて配慮すべき事項

ロ 社外高度人材活用新事業分野開拓に関する次に掲げる事項

(1) 社外高度人材活用新事業分野開拓の内容に関する事項

(2) 社外高度人材活用新事業分野開拓において活用される社外高度人材の有すべき知識又は技能の内容及びその活用の態様に関する事項

(3) 社外高度人材活用新事業分野開拓の促進に当たつて配慮すべき事項

二 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上に関する次に掲げる事項

（）を行う者であつて、第四十九条第一項に規定する事業環境整備構想において定められるものをいう。

17 (略)

(基本方針)

第三条 主務大臣は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する次に掲げる事項

イ 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する基本的な方向

(新設)

(新設)

ロ 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に当たつて配慮すべき事項

(新設)

(新設)

二 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 経営力向上に関する次に掲げる事項

(1) (5) (略)

(6) 事業再編投資の促進に当たって配慮すべき事項

ニ 経営革新及び異分野連携新事業分野開拓並びに経営力向上の支援体制の整備に関する次に掲げる事項

(1) 経営革新等支援業務(第三十二条第一項に規定する経営革新等支援業務をいう。以下この号において同じ。)の内容に関する事項

(2) (3) (略)

(4) 事業分野別経営力向上推進業務(第四十条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務をいう。以下この号において同じ。)の内容に関する事項

(5) (6) (略)

(7) 情報処理支援業務(第四十四条第一項に規定する情報処理支援業務をいう。以下この号において同じ。)の内容に関する事項

(8) (9) (略)

三 中小企業の事業継続力強化に関する次に掲げる事項

イ 単独で行う事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事

項

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

(2) 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置

(3) 事業活動を継続するための資金の調達手段

(4) 親事業者(下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第

百四十五号)第二条第二項に規定する親事業者をいう。

イ・ロ (略)

ハ 経営力向上に関する次に掲げる事項

(1) (5) (略)

(6) その他事業再編投資の促進に当たって配慮すべき事項

ニ 経営革新及び異分野連携新事業分野開拓並びに経営力向上の支援体制の整備に関する次に掲げる事項

(1) 経営革新等支援業務(第二十六条第一項に規定する経営革新等支援業務をいう。以下この号において同じ。)の内容に関する事項

(2) (3) (略)

(4) 事業分野別経営力向上推進業務(第三十四条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務をいう。以下この号において同じ。)の内容に関する事項

(5) (6) (略)

(7) 情報処理支援業務(第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務をいう。以下この号において同じ。)の内容に関する事項

(8) (9) (略)

(新設)

以下同じ。）、政府関係金融機関その他の者による事業
継続力強化に係る協力

(5) 事業継続力強化の実効性を確保するための取組

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、事業継続力強化に
資する対策及び取組

ロ 連携して行う事業継続力強化（以下「連携事業継続力強
化」という。）の内容に関する次に掲げる事項

(1) 連携事業継続力強化における連携の態様

(2) 連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置

(3) 地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中

央会その他の者による連携事業継続力強化に係る協力

(4) 連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組

ハ 事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項

四 (略)

イ (略)

ロ 次に掲げる事項につき、第六十七条第一項に規定する事
業環境整備構想の指針となるべきもの

(1)・(2) (略)

3・4 (略)

第二章 創業及び新たに設立された企業の事業活動の促進

第一節 創業及び新規中小企業の事業活動の促進

第四条～第七条 (略)

三 (略)

イ (略)

ロ 次に掲げる事項につき、第四十九条第一項に規定する事
業環境整備構想の指針となるべきもの

(1)・(2) (略)

3・4 (略)

第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進

(新設)

第四条～第七条 (略)

第二節 社外高度人材活用新事業分野開拓

(新設)

(社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定)

第八条 社外高度人材活用新事業分野開拓を行うとする新規中

小企業者等は、社外高度人材活用新事業分野開拓に関する計画

(以下この条及び次条において「社外高度人材活用新事業分野開拓計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところによ

り、これを主務大臣に提出して、その社外高度人材活用新事業分野開拓計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 社外高度人材活用新事業分野開拓計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 社外高度人材活用新事業分野開拓の目標

二 社外高度人材活用新事業分野開拓の内容及び実施時期

三 社外高度人材活用新事業分野開拓において活用する社外高度人材の有する知識又は技能の内容及びその活用の態様

四 当該社外高度人材にその有する知識又は技能の提供に対する報酬として当該新規中小企業者等の新株予約権を与える場合にあつては、当該報酬の内容

五 社外高度人材活用新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画が次の各号

のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

(新設)

二 当該社外高度人材活用新事業分野開拓に係る新商品若しくは新業務に対する需要が著しく開拓され、又は当該社外高度人材活用新事業分野開拓に係る商品の新たな生産若しくは販売の方式若しくは業務の新たな提供の方式の導入により当該商品若しくは業務に対する新たな需要が著しく開拓されるものであること。

三 前項第二号から第五号までに掲げる事項が社外高度人材活用新事業分野開拓を確実に遂行するために適切なものであること。

(社外高度人材活用新事業分野開拓計画の変更等)

第九条 前条第一項の認定を受けた新規中小企業者等(第十二条及び第十三条において「認定新規中小企業者等」という。)は、当該認定に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の認定に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画」という。)に従って社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第十条 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険(

(新設)

(新設)

以下「普通保険」という。）、無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業（認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業をいう。以下同じ。）に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三条第一項</p>	<p>保険価額の合計額が</p>	<p>中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証（以下「社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>
<p>第三条の二第一項及び第三</p>	<p>保険価額の合計額が</p>	<p>社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証に係る保険</p>

条の三第一項		関係の保険価額の合計額と その他の保険関係の保険価 額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第 三項及び第三 条の三第二項	当該借入金の 額のうち	社外高度人材活用新事業分 野開拓関連保証及びその他 の保証ごとに、それぞれ当 該借入金額のうち
当該債務者		社外高度人材活用新事業分 野開拓関連保証及びその他 の保証ごとに、当該債務者

2 |

中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険（以下「海外投資関係保険」という。）の保険関係であつて、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業に必要な資金（以下「社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務

の保証に係る保険関係については、二億円」とする。

3 | 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓
保険（以下「新事業開拓保険」という。）の保険関係であつて
、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業
者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用につ
いては、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企
業等経営強化法第十条第一項に規定する認定社外高度人材活用
新事業分野開拓事業に必要な資金（以下「社外高度人材活用新
事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保
証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあ
るのは「六億円（社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金以
外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円
）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（社外高
度人材活用新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保
証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4 | 普通保険の保険関係であつて、社外高度人材活用新事業分野
開拓関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条
第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項
中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無
担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、
エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事
業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあ
るのは、「百分の八十」とする。

5 | 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて
、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証に係るものについ
ての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわ

らず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第十一条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 中小企業者が認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
- 二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

2| 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る

株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有は

(新設)

、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う社外高度人材活用新事業分野開拓促進業務）

第十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小企業基盤整備機構」という。）は、社外高度人材活用新事業分野開拓を促進するため、認定新規中小企業者等が認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行うために必要とする資金の借入れに係る債務の保証及び認定新規中小企業者等（会社に限る。）が当該資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十七条第一項において同じ。）に係る債務の保証の業務を行う。

（課税の特例）

第十三条 認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に従事する社外高度人材が、当該社外高度人材活用新事業分野開拓を行う認定新規中小企業者等（会社であつて資本金の額その他の事項について主務省令で定める要件に該当するものに限る。）から当該計画に従って与えられた新株予約権の行使により当該認定新規中小企業者等の株式の取得をした場合における当該株式の取得に係る経済的利益については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（新設）

（新設）

第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上

第一節 経営革新

第十四条・第十五条 (略)

第二節 異分野連携新事業分野開拓

(異分野連携新事業分野開拓計画の認定)

第十六条 (略)

2 異分野連携新事業分野開拓計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 異分野連携新事業分野開拓を共同で行う中小企業者(複数)の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で異分野連携新事業分野開拓を行うとする場合にあっては、当該外国関係法人等を含む。第五号において同じ。)以外の事業者(以下この項において「大企業者」という。)がある場合又は異分野連携新事業分野開拓の実施に協力する大学その他の研究機関、独立行政法人、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第三十八条において同じ。)その他の者(以下この項において「協力者」という。)がある場合は、当該大企業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上

第一節 経営革新

第八条・第九条 (略)

第二節 異分野連携新事業分野開拓

(異分野連携新事業分野開拓計画の認定)

第十条 (略)

2 異分野連携新事業分野開拓計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 異分野連携新事業分野開拓を共同で行う中小企業者(複数)の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で異分野連携新事業分野開拓を行うとする場合にあっては、当該外国関係法人等を含む。第五号において同じ。)以外の事業者(以下この項において「大企業者」という。)がある場合又は異分野連携新事業分野開拓の実施に協力する大学その他の研究機関、独立行政法人、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第三十二条において同じ。)その他の者(以下この項において「協力者」という。)がある場合は、当該大企業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三〇六 (略)

3 (略)

第十七条 (略)

第三節 経営力向上

第十八条 (略)

(経営力向上計画の認定)

第十九条 (略)

2 (略)

3 前項第五号の「経営力向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラムであつて、経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

4〃9 (略)

第二十条 (略)

(協力の要請)

第二十一条 主務大臣は、前二条の規定の施行のために必要があ

三〇六 (略)

3 (略)

第十一条 (略)

第三節 経営力向上

第十二条 (略)

(経営力向上計画の認定)

第十三条 (略)

2 (略)

3 前項第五号の「経営力向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号。第三十八条第一項並びに第五十二条第二項及び第三項において「情報処理促進法」という。)第二条第二項に規定するプログラムをいう。第五十二条第一項第一号において同じ。)であつて、経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

4〃9 (略)

第十四条 (略)

(協力の要請)

第十五条 主務大臣は、前二条の規定の施行のために必要がある

ると認めるときは、第四十条第二項に規定する認定事業分野別経営力向上推進機関に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

第二十二条・第二十三条 (略)

第四節 支援措置

(中小企業信用保険法の特例)

第二十四条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営革新関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証)であつて、承認経営革新事業(承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業をいう。以下同じ。)に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<u>第三条第一項</u>	保険価額の合計額が	<u>中小企業等経営強化法</u> <u>第二十四条第一項</u> に規定する <u>経営革新関連保証</u> (以下「 <u>経営革新関連保証</u> 」という。)に係る保険関係の保険価
---------------	-----------	------------------------------------------------------------------------------------------------

と認めるときは、第三十四条第二項に規定する認定事業分野別経営力向上推進機関に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

第十六条・第十七条 (略)

第四節 支援措置

(中小企業信用保険法の特例)

第十八条 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、経営革新関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証)であつて、承認経営革新事業(承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業をいう。以下同じ。)に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<u>第三条第一項</u>	保険価額の合計額が	<u>中小企業等経営強化法</u> <u>第十八条第一項</u> に規定する <u>経営革新関連保証</u> (以下「 <u>経営革新関連保証</u> 」という。)に係る保険関係の保険価額
---------------	-----------	------------------------------------------------------------------------------------------------

	(略)		額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

2 海外投資関係保険の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第二十四条第一項に規定する承認経営革新事業に必要な資金（以下「経営革新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3 新事業開拓保険の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第二

	(略)		の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険（以下「海外投資関係保険」という。）の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十八条第一項に規定する承認経営革新事業に必要な資金（以下「経営革新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「

十四条第一項に規定する承認経営革新事業に必要な資金（以下「経営革新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は中小企業信用保険法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定異分野連携新事業分野開拓事業（認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業をいう。以下同じ。）に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業等経営強化法第二十四条第四項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証（以下「異分野連携新事業分野開拓関連保証」と
--------	-----------	---------------------------------------------------------------

二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十八条第一項に規定する承認経営革新事業に必要な資金（以下「経営革新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は中小企業信用保険法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定異分野連携新事業分野開拓事業（認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業をいう。以下同じ。）に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業等経営強化法第十八条第四項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証（以下「異分野連携新事業分野開拓関連保証」と
--------	-----------	--------------------------------------------------------------

	(略)		
(略)	(略)	(略)	という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
(略)	(略)	(略)	

5 海外投資関係保険の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業等経営強化法第二十四条第四項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓事業に必要な資金（以下「異分野連携新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

6 新事業開拓保険の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企

	(略)		
(略)	(略)	(略)	いう。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
(略)	(略)	(略)	

5 海外投資関係保険の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業等経営強化法第十八条第四項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓事業に必要な資金（以下「異分野連携新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

6 新事業開拓保険の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企

業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業等経営強化法第二十四条第四項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓事業に必要な資金（以下「異分野連携新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円）」とする。

7 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定経営力向上事業（認定経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業をいう。以下同じ。）に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業等経営強化法第二十四条第七項に規定する経営力向上関連保証（以下「経営力向上関連保証」とい
--------	-----------	--------------------------------------------------

業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業等経営強化法第十八条第四項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓事業に必要な資金（以下「異分野連携新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円）」とする。

7 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定経営力向上事業（認定経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業をいう。以下同じ。）に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業等経営強化法第十八条第七項に規定する経営力向上関連保証（以下「経営力向上関連保証」とい
--------	-----------	-------------------------------------------------

	(略)		
(略)	(略)	(略)	う。)に係る保険関係の保 険価額の合計額とその他の保 険関係の保険価額の合計 額とがそれぞれ
(略)	(略)	(略)	

8 海外投資関係保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第二十四条第七項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金（以下「経営力向上事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

9 新事業開拓保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一

	(略)		
(略)	(略)	(略)	。)に係る保険関係の保 険価額の合計額とその他の保 険関係の保険価額の合計額 とがそれぞれ
(略)	(略)	(略)	

8 海外投資関係保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十八条第七項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金（以下「経営力向上事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

9 新事業開拓保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一

項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第二十四条第七項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金（以下「経営力向上事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

10・11（略）

第二十五条（略）

（株式会社日本政策金融公庫法の特例）

第二十六条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。

一 中小企業者及び組合等（当該中小企業者及び組合等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。）が海外において承認経営革新事業を行うために必要とする長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。以下この項及び第五十七条第一項において同じ。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下この項及び第五十七条第一項において同じ。）を行うこと。

項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十八条第七項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金（以下「経営力向上事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

10・11（略）

第十九条（略）

（株式会社日本政策金融公庫法の特例）

第二十条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。

一 中小企業者及び組合等（当該中小企業者及び組合等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。）が海外において承認経営革新事業を行うために必要とする長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。次号及び第三号において同じ。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。次号及び第三号において同じ。）を行うこと。

二・三 (略)
2 (略)

(中小企業基盤整備機構の行う経営力向上促進業務及び事業再編投資円滑化業務)

第二十七条 中小企業基盤整備機構は、経営力向上を促進するため、中小企業者等(第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に限る。以下この条において同じ。)が認定経営力向上事業を行うために必要とする資金の借入れに係る債務の保証及び中小企業者等(会社に限る。)が当該資金を調達するために発行する社債に係る債務の保証の業務を行う。

2 (略)

(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)

第二十八条 (略)

2 前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条第一

前条第一号に

前条第一号に掲げる業務及

二・三 (略)
2 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う経営力向上促進業務及び事業再編投資円滑化業務)

第二十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小企業基盤整備機構」という。)は、経営力向上を促進するため、中小企業者等(第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に限る。以下この条において同じ。)が認定経営力向上事業を行うために必要とする資金の借入れに係る債務の保証及び中小企業者等(会社に限る。)が当該資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)に係る債務の保証の業務を行う。

2 (略)

(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)

第二十二条 (略)

2 前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条第一

前条第一号に

前条第一号に掲げる業務及

第三十二条第三号	第三十二条第二号	(略)	第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一号	第十九条第一項	項
第二十四条	第二十三条第一項	(略)	第十七条各号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務	掲げる業務
中小企業等経営強化法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用する第二十条	中小企業等経営強化法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用する第二十条第一項	(略)	第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十八条第一項各号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法第二十八条第一項第一号に掲げる業務	び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十八条第一項第一号に掲げる業務

第三十二条第三号	第三十二条第二号	(略)	第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一号	第十九条第一項	項
第二十四条	第二十三条第一項	(略)	第十七条各号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務	掲げる業務
中小企業等経営強化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十条	中小企業等経営強化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十条第一項	(略)	第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十二條第一項各号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法第二十二條第一項第一号に掲げる業務	び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十二條第一項第一号に掲げる業務

四 条

(特定許認可等に基づく地位の承継等)

第二十九条 認定経営力向上計画（事業承継等に係る事項の記載があるものに限る。）に第十九条第四項の特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位が記載されている場合において、当該認定経営力向上計画に従って事業承継等が行われたときは、承継等中小企業者等は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を承継する。

254 (略)

(中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例)

第三十条 中小企業者が認定経営力向上計画（事業承継等（第二十条第十二項第九号に掲げる措置に限る。）に係る事項の記載があるものに限る。）に従って当該認定の日から二月を経過する日までに当該認定に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合を設立する場合における中小企業等協同組合法第二十四条第一項及び中小企業団体の組織に関する法律第五条の十五第一項の適用については、これらの規定中「四人以上」とあるのは、「三人以上」とする。

(事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等)

第三十一条 認定経営力向上計画に記載された被承継等中小企業

四 条

(特定許認可等に基づく地位の承継等)

第二十三条 認定経営力向上計画（事業承継等に係る事項の記載があるものに限る。）に第十三条第四項の特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位が記載されている場合において、当該認定経営力向上計画に従って事業承継等が行われたときは、承継等中小企業者等は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を承継する。

254 (略)

(中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例)

第二十四条 中小企業者が認定経営力向上計画（事業承継等（第二十条第十項第九号に掲げる措置に限る。）に係る事項の記載があるものに限る。）に従って当該認定の日から二月を経過する日までに当該認定に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合を設立する場合における中小企業等協同組合法第二十四条第一項及び中小企業団体の組織に関する法律第五条の十五第一項の適用については、これらの規定中「四人以上」とあるのは、「三人以上」とする。

(事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等)

第二十五条 認定経営力向上計画に記載された被承継等中小企業

者等であつて株式会社であるもの（以下この項及び第四項において単に「会社」という。）は、認定経営力向上計画（事業承継等（第二条第十二項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。）に係る事項の記載があるものに限る。）に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。第三項及び第四項において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

2～4 （略）

第五節 支援体制の整備

第三十二条 （略）

（欠格条項）

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一～四 （略）

五 第三十七条の規定により認定を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者

者等であつて株式会社であるもの（以下この項及び第四項において単に「会社」という。）は、認定経営力向上計画（事業承継等（第二条第十項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。）に係る事項の記載があるものに限る。）に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。第三項及び第四項において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

2～4 （略）

第五節 支援体制の整備

第二十六条 （略）

（欠格条項）

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一～四 （略）

五 第三十一条の規定により認定を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者

六〇八 (略)

(認定の更新)

第三十四条 第三十二条第一項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第三十二条第一項及び第三項並びに前条の規定は、前項の認定の更新に準用する。

第三十五条・第三十六条 (略)

(認定の取消し)

第三十七条 主務大臣は、認定経営革新等支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第三十三条各号(第五号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 (略)

三 不正の手段により第三十二条第一項の認定又は第三十四条第一項の認定の更新を受けたことが判明したとき。

(中小企業信用保険法の特例)

第三十八条 第三十二条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人(その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。)、一般財団法人(その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。)又は特定非営利活動法人(そ

六〇八 (略)

(認定の更新)

第二十八条 第二十六条第一項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第二十六条第一項及び第三項並びに前条の規定は、前項の認定の更新に準用する。

第二十九条・第三十条 (略)

(認定の取消し)

第三十一条 主務大臣は、認定経営革新等支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第二十七条各号(第五号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 (略)

三 不正の手段により第二十六条第一項の認定又は第二十八条第一項の認定の更新を受けたことが判明したとき。

(中小企業信用保険法の特例)

第三十二条 第二十六条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人(その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。)、一般財団法人(その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。)又は特定非営利活動法人(そ

の社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であつて、経営革新等支援業務の実施に必要な資金に係る同法第三条第一項又は第三条の第二項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第三十八条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第三十二条第一項に規定する経営革新等支援業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

第三十九条～第四十一条（略）

（認定事業分野別経営力向上推進機関に対する能力開発事業としての助成及び援助）

第四十二条 政府は、経営力向上を行おうとする中小企業者等の雇用する労働者の能力の開発及び向上を図るため、認定事業分野別経営力向上推進機関（第四十条第二項第一号に掲げる業務のうち労働者の知識及び技能の向上に係るものを行う場合に限る。）に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うことができる。

（準用）

の社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であつて、経営革新等支援業務の実施に必要な資金に係る同法第三条第一項又は第三条の第二項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第三十二条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第二十六条第一項に規定する経営革新等支援業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

第三十三条～第三十五条（略）

（認定事業分野別経営力向上推進機関に対する能力開発事業としての助成及び援助）

第三十六条 政府は、経営力向上を行おうとする中小企業者等の雇用する労働者の能力の開発及び向上を図るため、認定事業分野別経営力向上推進機関（第三十四条第二項第一号に掲げる業務のうち労働者の知識及び技能の向上に係るものを行う場合に限る。）に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うことができる。

（準用）

第四十三条 第三十三条から第三十七条までの規定は、認定事業分野別経営力向上推進機関について準用する。この場合において、第三十三条第三号及び第三十六条中「経営革新等支援業務」とあるのは「事業分野別経営力向上推進業務」と、同条中「基本方針」とあるのは「事業分野別指針」と読み替えるものとする。

(認定情報処理支援機関)

第四十四条 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を行う者であつて、情報処理に関する高度な知識及び経験を有するもののうち、次項に規定する業務（以下「情報処理支援業務」という。）を行うものであつて、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、情報処理支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定情報処理支援機関」という。）は、経営能率の相当程度の向上を行おうとする中小企業者等に対する情報処理を行う方法（サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号））第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第四十六条において同じ。）の確保を含む。）に係る指導、助言、情報の提供その他の情報処理に関する支援を行うものとする。

3・4 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第三十七条 第二十七条から第三十一条までの規定は、認定事業分野別経営力向上推進機関について準用する。この場合において、第二十七条第三号及び第三十条中「経営革新等支援業務」とあるのは「事業分野別経営力向上推進業務」と、同条中「基本方針」とあるのは「事業分野別指針」と読み替えるものとする。

(認定情報処理支援機関)

第三十八条 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を行う者であつて、情報処理（情報処理促進法第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）に関する高度な知識及び経験を有するもののうち、次項に規定する業務（以下「情報処理支援業務」という。）を行うものであつて、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、情報処理支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定情報処理支援機関」という。）は、経営能率の相当程度の向上を行おうとする中小企業者等に対する情報処理を行う方法（サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号））第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第四十条において同じ。）の確保を含む。）に係る指導、助言、情報の提供その他の情報処理に関する支援を行うものとする。

3・4 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第四十五条 前条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）又は一般財団法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）であつて、情報処理支援業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第四十五条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第四十四条第一項に規定する情報処理支援業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（独立行政法人情報処理推進機構の行う認定情報処理支援機関協力業務）

第四十六条 独立行政法人情報処理推進機構（第七十条及び第七十一条において「情報処理推進機構」という。）は、認定情報処理支援機関の依頼に応じて、その情報処理支援業務の実施に当たつてのサイバーセキュリティの確保に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第四十七条 （略）

（準用）

第三十九条 前条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）又は一般財団法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）であつて、情報処理支援業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第三十九条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（独立行政法人情報処理推進機構の行う認定情報処理支援機関協力業務）

第四十条 独立行政法人情報処理推進機構（第五十二条及び第五十三条において「情報処理推進機構」という。）は、認定情報処理支援機関の依頼に応じて、その情報処理支援業務の実施に当たつてのサイバーセキュリティの確保に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第四十一条 （略）

（準用）

第四十八条 第三十三條から第三十七條までの規定は、認定情報処理支援機関について準用する。この場合において、第三十三條第三号及び第三十六條中「経営革新等支援業務」とあるのは「情報処理支援業務」と、第三十三條第三号及び第三十五條中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」と、第三十四條第一項中「五年」とあるのは「三年」と、第三十五條から第三十七條までの規定中「主務大臣」とあるのは「経済産業大臣」と読み替えるものとする。

第四章 中小企業の事業継続力強化

第一節 事業継続力強化

(事業継続力強化計画作成指針)

第四十九条 経済産業大臣は、事業継続力強化計画（次条第一項に規定する事業継続力強化計画をいう。）及び連携事業継続力強化計画（第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画をいう。）の適確な作成に資するため、これらの計画の作成のための指針（以下この条において「事業継続力強化計画作成指針」という。）を定めるものとする。

2 経済産業大臣は、中小企業者の事業継続力強化に対する取組の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、事業継続力強化計画作成指針を変更するものとする。

3 経済産業大臣は、事業継続力強化計画作成指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、専門家その他の関係者の意見を聴くものとする。

第四十二条 第二十七條から第三十一條までの規定は、認定情報処理支援機関について準用する。この場合において、第二十七條第三号及び第三十條中「経営革新等支援業務」とあるのは「情報処理支援業務」と、第二十七條第三号及び第二十九條中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」と、第二十八條第一項中「五年」とあるのは「三年」と、第二十九條から第三十一條までの規定中「主務大臣」とあるのは「経済産業大臣」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

4 経済産業大臣は、事業継続力強化計画作成指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(事業継続力強化計画の認定)

第五十条 中小企業者は、事業継続力強化に関する計画（以下この条及び次条において「事業継続力強化計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その事業継続力強化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 事業継続力強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業継続力強化の目標

二 事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項

イ 自然災害等が発生した場合における対応手順

ロ 事業継続力強化設備等（事業継続力強化に特に資する設備、機器又は装置として経済産業省令で定めるものをいう。

第五十二条第二項第三号ロにおいて同じ。）の種類

ハ 損害保険契約の締結その他の事業活動を継続するための資金の調達手段の確保に関する事項

ニ 事業継続力強化の実施に協力する地方公共団体、親事業者、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者（以下この号において「協力者」という。）がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

ホ 必要な組織の整備、訓練の実施その他の事業継続力強化

(新設)

の実効性を確保するための取組に関する事項

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、事業継続力強化に資する対策及び取組に関する事項

ト その他経済産業省令で定める事項

三 事業継続力強化の実施時期

四 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業継続力強化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項が事業継続力強化を確実に遂行するために適切なものであること。

(事業継続力強化計画の変更等)

第五十一条 前条第一項の認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る事業継続力強化計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る事業継続力強化計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第五十四条第一項及び第七十七条第五項において「認定事業継続力強化計画」という。)に従つて事業継続力強化が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(新設)

きる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(連携事業継続力強化計画の認定)

第五十二条 複数の中小企業者は、共同で、連携事業継続力強化に関する計画(複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で連携事業継続力強化を行うおうとする場合にあつては、当該複数の中小企業者が当該外国関係法人等と共同で行う連携事業継続力強化に関するものを含む。以下この条及び次条において「連携事業継続力強化計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを経済産業大臣に提出して、その連携事業継続力強化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 連携事業継続力強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 連携事業継続力強化の目標

二 連携事業継続力強化を行う中小企業者(複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で連携事業継続力強化を行うおうとする場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。)以外の事業者(以下この号において「大企業者」という。)がある場合は、当該大企業者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 連携事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項

イ 連携事業継続力強化における連携の態様

ロ 事業継続力強化設備等の種類

ハ 連携事業継続力強化の実施に協力する地方公共団体、親

(新設)

事業者、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者（以下この号において「協力者」という。）がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

二 必要な組織の整備、訓練の実施その他の連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組に関する事項

ホ その他経済産業省令で定める事項

四 連携事業継続力強化の実施時期

五 連携事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る連携事業継続力強化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 前項第三号から第五号までに掲げる事項が連携事業継続力強化を確実に遂行するために適切なものであること。

（連携事業継続力強化計画の変更等）

第五十三条 前条第一項の認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る連携事業継続力強化計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る連携事業継続力強化計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変

（新設）

更後のもの。第五十五条第一項及び第七十七条第五項において「認定連携事業継続力強化計画」という。）に従って連携事業継続力強化が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

第二節 支援措置

(中小企業信用保険法の特例)

第五十四条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業継続力強化関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定事業継続力強化(認定事業継続力強化計画に従って行われる事業継続力強化をいう。以下同じ。)に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業等経営強化法第五十四条第一項に規定する事業継続力強化関連保証(以下「事業継続力強化関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価
--------	-----------	--------------------------------------------------------------------------------------

(新設)

(新設)

第三条の二第 一項及び第三 条の三第一項	保険価額の合 計額が	事業継続力強化関連保証に 係る保険関係の保険価額の 合計額とその他の保険関係 の保険価額の合計額とがそ れぞれ
第三条の二第 三項及び第三 条の三第二項	当該借入金 の額のうち 当該債務者	事業継続力強化関連保証及 びその他の保証ごとに、そ れぞれ当該借入金の額のうち 事業継続力強化関連保証及 びその他の保証ごとに、当 該債務者

2

海外投資関係保険の保険関係であつて、事業継続力強化関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業等経営強化法第五十四条第一項に規定する認定事業継続力強化に必要な資金（以下「事業継続力強化資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同

条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3 新事業開拓保険の保険関係であつて、事業継続力強化関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第五十四条第一項に規定する認定事業継続力強化に必要な資金（以下「事業継続力強化資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4 普通保険の保険関係であつて、事業継続力強化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

5 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業継続力強化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に

年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第五十五条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係

であつて、連携事業継続力強化関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定連携事業継続力強化（認定連携事業継続力強化計画に従つて行われる連携事業継続力強化をいう。以下同じ。）に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三条第一項</p>	<p>保険価額の合計額が</p>	<p>中小企業等経営強化法第十五条第一項に規定する連携事業継続力強化関連保証（以下「連携事業継続力強化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>
<p>第三条の二第二項及び第三</p>	<p>保険価額の合計額が</p>	<p>連携事業継続力強化関連保証に係る保険関係の保険価</p>

（新設）

条の三第一項		額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項及び第三條の三第二項	当該借入金の額のうち	連携事業継続力強化関連保証及びその他の保証ごとく、それぞれ当該借入金の額のうち
当該債務者		連携事業継続力強化関連保証及びその他の保証ごとく、当該債務者

2

海外投資関係保険の保険関係であつて、連携事業継続力強化関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第五十五条第一項に規定する認定連携事業継続力強化に必要な資金（以下「連携事業継続力強化資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（連携事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（連携事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3

新事業開拓保険の保険関係であつて、連携事業継続力強化関

連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第五十五条第一項に規定する認定連携事業継続力強化に必要な資金（以下「連携事業継続力強化資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（連携事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（連携事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4 | 普通保険の保険関係であつて、連携事業継続力強化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

5 | 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、連携事業継続力強化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第五十六条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式

会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定事業継続力強化又は認定連携事業継続力強化を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定事業継続力強化又は認定連携事業継続力強化を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（新設）

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第五十七条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。

一 中小企業者が海外において認定事業継続力強化を行うために必要とする長期の資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 複数の中小企業者(当該複数の中小企業者がそれぞれの中企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で認定連携事業継続力強化を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。)が海外において認定連携事業継続力強化を行うために必要とする長期の資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

2 前項の規定による債務の保証は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一条第二号の規定による同法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

(中小企業基盤整備機構の行う認定事業継続力強化又は認定連携事業継続力強化に関する協力業務)

第五十八条 中小企業基盤整備機構は、第五十条第一項又は第五十二条第一項の認定を受けた中小企業者の依頼に応じて、その行う認定事業継続力強化又は認定連携事業継続力強化に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第三節 雑則

(新設)

(新設)

(新設)

(中小企業者の事業継続力強化への努力)

第五十九条 中小企業者は、基本方針を勘案し、事業継続力強化に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(中小企業者の事業継続力強化に資するための措置)

第六十条 国、地方公共団体、親事業者、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者は、基本方針を勘案し、中小企業者の事業継続力強化に資するため、中小企業者の行う事業継続力強化に関する助言、研修、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備

第一節 新技术を利用した事業活動の支援

第六十一条～第六十四条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第六十五条 新事業開拓保険の保険関係であつて、特定新技术事業活動関連保証(中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する債務の保証であつて、特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同法第三条の八第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業等経営強化法第二条第

(新設)

(新設)

第四章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備

第一節 新技术を利用した事業活動の支援

第四十三条～第四十六条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第四十七条 新事業開拓保険の保険関係であつて、特定新技术事業活動関連保証(中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する債務の保証であつて、特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同法第三条の八第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業等経営強化法第二条第

十八項に規定する特定補助金等（以下「特定補助金等」という。）に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

2 (略)

第六十六条 (略)

第二節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備

第六十七条～第六十九条 (略)

(情報処理推進機構の行う情報関連人材育成推進業務)

第七十条 (略)

2 前項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第三十五条第二項中「又は第四十六条第一項の信用基金に充てるため」とあるのは、「、第四十六条第一項の信用基金に充てるため又は中小企業等経営強化法第七十条第一項第一号イに掲げる業務（以下「教材開発業務」という。）に必要な資金に充てるため」と、「又は第四十六条第一項の信用基金の」とあるのは、「、第四十六条第一項の信用基金又は教材開

十五項に規定する特定補助金等（以下「特定補助金等」という。）に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

2 (略)

第四十八条 (略)

第二節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備

第四十九条～第五十一条 (略)

(情報処理推進機構の行う情報関連人材育成推進業務)

第五十二条 (略)

2 前項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第三十五条第二項中「又は第四十六条第一項の信用基金に充てるため」とあるのは、「、第四十六条第一項の信用基金に充てるため又は中小企業等経営強化法第五十二条第一項第一号イに掲げる業務（以下「教材開発業務」という。）に必要な資金に充てるため」と、「又は第四十六条第一項の信用基金の」とあるのは、「、第四十六条第一項の信用基金又は教材

発業務に必要な資金の」と、情報処理促進法第四十七条第二項中「並びに前条第一項の信用基金に係る出資」とあるのは、「前条第一項の信用基金に係る出資並びに教材開発業務に係る出資」と、情報処理促進法第四十八条第一項中「並びに第四十六条第一項の信用基金に係る各出資者」とあるのは、「第四十六条第一項の信用基金に係る各出資者並びに教材開発業務に係る各出資者」とする。

3 第一項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第四十九条の規定にかかわらず、独立行政法人通則法第十二条の二第一項第二号、第三号及び第六号、第十九条第六項及び第九項、第十九条の二、第二十五条の二（第一項を除く。）、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項及び第三項、第二十九条第一項及び第三項、第三十条第一項及び第三項、第三十一条第一項、第三十二条（第三項を除く。）、第三十五条（第五項を除く。）、第三十五条の三、第三十八条第一項から第三項まで、第四十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十六条の二（第五項を除く。）、第六十四条第一項、第六十七条（同条第一号の場合及び同条第四号の場合（同法第三十条第一項又は第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするときに限る。）に係るものに限る。）並びに第七十一条第一号、第二号及び第六号の主務大臣は経済産業大臣（中小企業等経営強化法第七十条第一項に規定する業務（以下この項において「情報関連人材育成推進業務」という。）に係るものについては、経済産業大臣及び厚生労働大臣）とし、独立行政法人通則法第十九条第四項及び第六項第二号、第二十八条第二項、第三十条第一項

開発業務に必要な資金の」と、情報処理促進法第四十七条第二項中「並びに前条第一項の信用基金に係る出資」とあるのは、「前条第一項の信用基金に係る出資並びに教材開発業務に係る出資」と、情報処理促進法第四十八条第一項中「並びに第四十六条第一項の信用基金に係る各出資者」とあるのは、「第四十六条第一項の信用基金に係る各出資者並びに教材開発業務に係る各出資者」とする。

3 第一項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第四十九条の規定にかかわらず、独立行政法人通則法第十二条の二第一項第二号、第三号及び第六号、第十九条第六項及び第九項、第十九条の二、第二十五条の二（第一項を除く。）、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項及び第三項、第二十九条第一項及び第三項、第三十条第一項及び第三項、第三十一条第一項、第三十二条（第三項を除く。）、第三十五条（第五項を除く。）、第三十五条の三、第三十八条第一項から第三項まで、第四十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十六条の二（第五項を除く。）、第六十四条第一項、第六十七条（同条第一号の場合及び同条第四号の場合（同法第三十条第一項又は第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするときに限る。）に係るものに限る。）並びに第七十一条第一号、第二号及び第六号の主務大臣は経済産業大臣（中小企業等経営強化法第七十条第一項に規定する業務（以下この項において「情報関連人材育成推進業務」という。）に係るものについては、経済産業大臣及び厚生労働大臣）とし、独立行政法人通則法第十九条第四項及び第六項第二号、第二十八条第二項、第三十条第一項

及び第二項第八号、第三十一条第一項、第三十二条第二項、第三十八条、第三十九条第一項並びに第五十条の主務省令は経済産業省令（情報関連人材育成推進業務に係るものについては、経済産業省令・厚生労働省令）とする。

第七十一条・第七十二条（略）

第三節 雑則

第七十三条（略）

第六章 雑則

第七十四条（略）

（資金の確保）

第七十五条 国は、認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

254（略）

5 国は、認定事業継続力強化又は認定連携事業継続力強化に必要な資金の確保に努めるものとする。

（調査、指導及び助言）

第七十六条 主務大臣は、認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行う新規中小企業者等について、その社外高度人材活用新事業分野開拓の状況を把握するための調査を行うものとする

項及び第二項第八号、第三十一条第一項、第三十二条第二項、第三十八条、第三十九条第一項並びに第五十条の主務省令は経済産業省令（情報関連人材育成推進業務に係るものについては、経済産業省令・厚生労働省令）とする。

第五十三条・第五十四条（略）

第三節 雑則

第五十五条（略）

第五章 雑則

第五十六条（略）

（資金の確保）

第五十七条（新設）

153（略）

（新設）

（調査、指導及び助言）

第五十八条（新設）

2 | 5 | (略)

6 | 経済産業大臣は、認定事業継続力強化又は認定連携事業継続力強化を行う中小企業者について、その事業継続力強化又は連携事業継続力強化の状況を把握するための調査を行うものとする。

7 | 国は、認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業、認定異分野連携新事業分野開拓事業、認定経営力向上事業、認定事業再編投資計画に従って行われる事業再編投資、認定事業継続力強化又は認定連携事業継続力強化の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

8 | (削除)

(削除)

(削除)

(報告の徴収)

第七十七条 主務大臣は、認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行う者に対し、認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 | 5 | 4 | (略)

5 | 経済産業大臣は、認定事業継続力強化を行う者又は認定連携事業継続力強化を行う者に対し、認定事業継続力強化計画又は

1 | 5 | 4 | (略)

(新設)

(新設)

5 | (略)

6 | 国は、認定異分野連携新事業分野開拓事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

7 | 国は、認定経営力向上事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

8 | 国は、認定事業再編投資計画に従って行われる事業再編投資の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第五十九条 (新設)

1 | 5 | 3 | (略)

(新設)

認定連携事業継続力強化計画の実施状況について報告を求めることができる。

(所管行政庁等)

第七十八条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる経営革新計画の区分に応じ、当該各号に定める都道府県知事又は大臣とする。

一・二 (略)

三 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその区域に含む都道府県又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る都道府県が同一であるもの 当該都道府県の知事

イ (略)

ロ その行う事業が一の都道府県の区域内に限られる第二条第六項に規定する一般社団法人

四 (略)

2 都道府県知事は、第十四条第一項又は第十五条第一項の規定による承認をしたときは、当該承認に係る経営革新計画を、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知するものとする。

(主務大臣)

第七十九条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号イに掲げる事項のうち

(所管行政庁等)

第六十条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる経営革新計画の区分に応じ、当該各号に定める都道府県知事又は大臣とする。

一・二 (略)

三 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその区域に含む都道府県又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る都道府県が同一であるもの 当該都道府県の知事

イ (略)

ロ その行う事業が一の都道府県の区域内に限られる第二条第五項に規定する一般社団法人

四 (略)

2 都道府県知事は、第八条第一項又は第九条第一項の規定による承認をしたときは、当該承認に係る経営革新計画を、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知するものとする。

(主務大臣)

第六十一条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号イに掲げる事項のうち第

第二条第三項第一号及び第二号に掲げる創業者に係る部分については経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣、第三条第二項第二号ハ(1)及びニ(4)に掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上に係る部分並びに同項第四号ロ(1)に掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上を図る支援事業を行う新事業支援機関に係る部分については経済産業大臣及び厚生労働大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

2| 第八条第一項及び第三項(第九条第三項において準用する場合を含む。)、第九条第一項及び第二項、第七十六条第一項並びに第七十七条第一項における主務大臣は、経済産業大臣及び認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を所管する大臣とする。

3| 第十六条第一項及び第三項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十七条第一項から第三項まで、第七十六条第三項並びに第七十七条第二項(認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る。)における主務大臣は、経済産業大臣及び認定異分野連携新事業分野開拓事業を所管する大臣とする。

4| 第十八条(第二項を除く。)における主務大臣は、事業分野別指針に係る事業分野に属する事業を所管する大臣とする。

5| 第十九条第一項、第五項(第二十条第四項において準用する場合を含む。)、第六項及び第七項(第二十条第四項において準用する場合を含む。)、第二十条第一項から第三項まで、第二十一条、第二十九条第二項及び第三項、第七十六条第四項並びに第七十七条第二項(認定経営力向上計画の実施状況に係る

二条第三項第一号及び第二号に掲げる創業者に係る部分については経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣、第三条第二項第二号ハ(1)及びニ(4)に掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上に係る部分並びに同項第三号ロ(1)に掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上を図る支援事業を行う新事業支援機関に係る部分については経済産業大臣及び厚生労働大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

(新設)

2| 第十条第一項及び第三項(第十一条第四項において準用する場合を含む。)、第十一条第一項から第三項まで、第五十八条第二項並びに第五十九条第一項(認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る。)における主務大臣は、経済産業大臣及び認定異分野連携新事業分野開拓事業を所管する大臣とする。

3| 第十二条(第二項を除く。)における主務大臣は、事業分野別指針に係る事業分野に属する事業を所管する大臣とする。

4| 第十三条第一項、第五項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)、第六項及び第七項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項から第三項まで、第十五条、第二十三条第二項及び第三項、第五十八条第三項並びに第五十九条第一項(認定経営力向上計画の実施状況に係るも

ものに限る。)における主務大臣は、認定経営力向上事業を所管する大臣とする。

6| 第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十四条第二項において準用する第三十二条第一項及び第三項、第三十五条から第三十七条まで並びに第七十七条第四項(経営革新等支援業務の実施状況に係るものに限る。)における主務大臣は、経済産業大臣及び内閣総理大臣とする。

7| 第四十条第一項、第三項及び第四項、第四十三条において準用する第三十四条第二項において準用する第三十五条及び第三十七項、第四十三条において準用する第三十六条及び第三十七項、第四十三条において読み替えて準用する第三十六条並びに第七十七条第四項(事業分野別経営力向上推進業務の実施状況に係るものに限る。)における主務大臣は、事業分野別経営力向上推進業務に係る事業を所管する大臣とする。

8| 第八条第一項、第九条第一項及び第十三条における主務省令は、第二項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

9| 第十六条第一項並びに第十七条第一項及び第二項における主務省令は、第三項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

10| 第二条第十二項第八号、第十九条第一項、第二十条第一項及び第二十九条第三項における主務省令は、第五項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

11| 第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十三条第三号、第三十四条第二項において準用する第三十二条第一項及び第三項並びに第三十三条第三号並びに第三十五条における主務省令は、第六項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

のに限る。)における主務大臣は、認定経営力向上事業を所管する大臣とする。

5| 第二十六条第一項、第三項及び第四項、第二十八条第二項において準用する第二十六条第一項及び第三項、第二十九条から第三十一条まで並びに第五十九条第三項(経営革新等支援業務の実施状況に係るものに限る。)における主務大臣は、経済産業大臣及び内閣総理大臣とする。

6| 第三十四条第一項、第三項及び第四項、第三十七条において準用する第二十八条第二項において準用する第二十六条第一項及び第三項、第三十七条において準用する第二十九条及び第三十一条、第三十七条において読み替えて準用する第三十条並びに第五十九条第三項(事業分野別経営力向上推進業務の実施状況に係るものに限る。)における主務大臣は、事業分野別経営力向上推進業務に係る事業を所管する大臣とする。

(新設)

7| 第十条第一項並びに第十一条第一項及び第二項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

8| 第二条第十項第八号、第十三条第一項、第十四条第一項及び第二十三条第三項における主務省令は、第四項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

9| 第二十六条第一項、第三項及び第四項、第二十七条第三号、第二十八条第二項において準用する第二十六条第一項及び第三項並びに第二十七条第三号並びに第二十九条における主務省令は、第五項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

12| 第四十条第一項、第三項及び第四項、第四十三條において読み替えて準用する第三十三條第三号、第四十三條において準用する第三十四條第二項において準用する第三十二條第一項及び第三項並びに第三十三條第三号並びに第四十三條において準用する第三十五條における主務省令は、第七項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

13| (略)

第八十条 (略)

(権限の委任)

第八十一条 (略)

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第七十九条第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第七章 罰則

第八十二条 第七十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

10| 第三十四条第一項、第三項及び第四項、第三十七條において読み替えて準用する第二十七條第三号、第三十七條において準用する第二十八條第二項において準用する第二十六條第一項及び第三項並びに第二十七條第三号並びに第三十七條において準用する第二十九條における主務省令は、第六項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

11| (略)

第六十二条 (略)

(権限の委任)

第六十三条 (略)

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第六十一条第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第六章 罰則

第六十四条 第五十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（基本指針）</p> <p>第三条 経済産業大臣は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 事業継続力強化（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十六項に規定する事業継続力強化をいう。第五条第一項及び第五項において同じ。）に寄与する情報の提供等に関する事項</p> <p>四（略）</p> <p>（削る）</p> <p>五〇七（略）</p> <p>三・四（略）</p> <p>（経営改善普及事業に係る補助）</p> <p>第四条 国は、政令で定めるところにより、商工会若しくは商工会議所が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（以下この条において「経営改善普及事業</p>	<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（基本指針）</p> <p>第三条 経済産業大臣は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所（以下「商工会等」という。）に対する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三（略）</p> <p>四 事業の共同化等に寄与する施設の設置に関する事項</p> <p>五〇七（略）</p> <p>三・四（略）</p> <p>（経営改善普及事業に係る補助）</p> <p>第四条 国は、政令で定めるところにより、商工会若しくは商工会議所が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（第七条第一項に規定する基盤施設事業を</p>

「という。」に必要な経費又は経営改善普及事業に關し都道府県商工会連合会が基本指針に即して商工会を指導するために必要な経費について、都道府県が補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に必要な経費の一部を補助することができる。

2 (略)

(事業継続力強化支援計画の認定)

第五条 商工会又は商工会議所は、その地区を管轄する市町村(特別区を含む。以下「関係市町村」という。)と共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業(以下「事業継続力強化支援事業」という。)についての計画(以下この条及び次条において「事業継続力強化支援計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを都道府県知事に提出して、その事業継続力強化支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 二以上の商工会又は商工会議所(同一の都道府県の区域の一部をその地区の全部又は一部とするものに限る。)がその事業継続力強化支援事業を共同して実施しようとする場合にあつては、当該二以上の商工会又は商工会議所は、これらの関係市町村(当該都道府県の区域内にあるものに限る。)と共同して、事業継続力強化支援計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 商工会又は商工会議所及び関係市町村は、当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者と連携して事業継続力強化支援事業を実施することが当該事業継続力強化支援事業の効果的

除く。以下「経営改善普及事業」という。)に必要な経費又は経営改善普及事業に關し都道府県商工会連合会が基本指針に即して商工会を指導するために必要な経費について、都道府県が補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に必要な経費の一部を補助することができる。

2 (略)

(新設)

かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあつては、当該者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする事業継続力強化支援計画を作成し、第一項の認定を申請することができる。

4 事業継続力強化支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 事業継続力強化支援事業の目標

二 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

三 事業継続力強化支援事業の実施体制

四 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、

その代表者の氏名

ロ 当該者との連携に関する事項

5 前項第三号に掲げる事項には、第七条第五項に規定する経営指導員（小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者に限る。）による情報の提供及び助言に係る実施体制についても記載するものとする。

6 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業継続力強化支援計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第四項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 第四項第三号から第五号までに掲げる事項が事業継続力強化支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。

7 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る事業継続力強化支援計画の内容を公表するとともに、経済産業大臣に当該認定をした旨を通知するものとする。

(事業継続力強化支援計画の変更等)

第六条 前条第一項の認定を受けた商工会及び商工会議所並びに関係市町村は、当該認定に係る事業継続力強化支援計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る事業継続力強化支援計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業継続力強化支援計画」という。）が、同条第六項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定事業継続力強化支援計画に従つて事業継続力強化支援事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の認定について準用する。

(経営発達支援計画の認定)

第七条 商工会又は商工会議所は、関係市町村と共同して、小規

(新設)

(経営発達支援計画の認定)

第五条 商工会又は商工会議所は、小規模事業者を支援する次に

模事業者を支援する次に掲げる事業であつて、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するもの（以下「経営発達支援事業」という。）についての計画（以下「経営発達支援計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その経営発達支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一〇四（略）

2 二以上の商工会又は商工会議所がその経営発達支援事業を共同して実施しようとする場合にあつては、当該二以上の商工会又は商工会議所は、これらの関係市町村と共同して、経営発達支援計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 商工会又は商工会議所及び関係市町村は、当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者と連携して経営発達支援事業を実施することが当該経営発達支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあつては、当該者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする経営発達支援計画を作成し、第一項の認定を申請することができる。

4 経営発達支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇四（略）

五 当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

掲げる事業であつて、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するもの（以下「経営発達支援事業」という。）についての計画（以下「経営発達支援計画」という。）を作成し、これを経済産業大臣に提出して、その経営発達支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一〇四（略）

2 二以上の商工会又は商工会議所がその経営発達支援事業を共同して実施しようとする場合にあつては、当該二以上の商工会又は商工会議所は共同して経営発達支援計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 商工会又は商工会議所は、商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施することが当該経営発達支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあつては、商工会及び商工会議所以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする経営発達支援計画を作成し、第一項の認定を申請することができる。

4 経営発達支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇四（略）

五 商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該商工会及び商工会議所以外の者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 当該者との連携に関する事項

5| 前項第三号に掲げる事項には、経営指導員（小規模事業者の経営に係る指導を行う者であつて、小規模事業者に対して効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。）による情報の提供及び助言に係る実施体制についても記載するものとする。

6| 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その経営発達支援計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第四項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 第四項第三号から第五号までに掲げる事項が経営発達支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。

7| 経済産業大臣は、第一項の認定をしようとするときは、都道府県知事の意見を聴かなければならない。

8| (略)

(経営発達支援計画の変更等)

第八条 前条第一項の認定を受けた商工会及び商工会議所並びに関係市町村は、当該認定に係る経営発達支援計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る経営発達支援計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定経営発達支援計画」という。）が、同条第六

ロ 当該商工会及び商工会議所以外の者との連携に関する事項

(新設)

5| 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その経営発達支援計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 前項第三号から第五号までに掲げる事項が経営発達支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(新設)

6| (略)

(経営発達支援計画の変更等)

第六条 前条第一項の認定を受けた商工会及び商工会議所は、当該認定に係る経営発達支援計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る経営発達支援計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定経営発達支援計画」という。）が、同条第五

項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定
経営発達支援計画に従って経営発達支援事業が実施されていな
いと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
3 前条第六項から第八項までの規定は、第一項の認定について
準用する。

(削る)

項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定
経営発達支援計画に従って経営発達支援事業が実施されていな
いと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
3 前条第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(基盤施設計画の認定)

第七条 商工会等は、共同工場、展示施設その他の小規模事業者
の事業の共同化等に寄与する施設を設置する事業（以下「基盤
施設事業」という。）についての計画（以下「基盤施設計画」
という。）を作成し、これを経済産業大臣に提出して、その基
盤施設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 商工会等は、商工会等以外の者が基盤施設事業の全部又は一
部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施
のために特に必要であると認める場合にあつては、商工会等以
外の者を基盤施設事業の全部又は一部を実施する者とする基盤
施設計画を作成し、前項の認定を申請することができる。

3 基盤施設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない
い。

- 一 基盤施設事業の目標
- 二 基盤施設事業の内容
- 三 基盤施設事業の実施時期
- 四 基盤施設事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 五 商工会等以外の者が基盤施設事業の全部又は一部を実施す
る場合にあつては、当該実施する者並びにその者に対して商
工会等が行う指導及び助言の方法

(削る)

- 4 | 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その基盤施設計画が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 | 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。
 - 二 | 前項第三号及び第四号に掲げる事項が基盤施設事業を確実に遂行するために適切なものであること。
 - 三 | 前項第五号に規定する場合にあつては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ、同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものであること。
- (基盤施設計画の変更等)
- 第八条 前条第一項の認定を受けた商工会等は、当該認定に係る基盤施設計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。
- 2 | 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る基盤施設計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定基盤施設計画」という。）が、同条第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定基盤施設計画に従つて基盤施設事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
 - 3 | 前条第四項の規定は、第一項の認定について準用する。
- (資金の確保)

(削る)

第九条 国は、認定基盤施設計画に従って基盤施設事業を実施するために必要な資金の確保に努めるものとする。

(全国団体の事業の範囲の特例)

(削る)

第十条 全国商工会連合会は、商工会法第五十五条の八第二項に

規定する事業のほか、商工会又は都道府県商工会連合会の基盤施設事業の実施を円滑化するため、次の事業を行うものとする。

一 商工会又は都道府県商工会連合会が認定基盤施設計画に従って基盤施設事業を実施するために必要な資金の借入に係る債務の保証を行うこと。

二 前号の事業に附帯する事業を行うこと。

2 日本商工会議所は、商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）第六十五条に規定する事業のほか、商工会議所の基盤施設事業の実施を円滑化するため、次の事業を行うものとする。

一 商工会議所が認定基盤施設計画に従って基盤施設事業を実施するために必要な資金の借入に係る債務の保証を行うこと。

二 前号の事業に附帯する事業を行うこと。

(業務方法書)

(削る)

第十一条 全国団体は、前条第一項又は第二項に規定する事業（

以下「保証事業等」という。）の開始の時までに、保証事業等に係る業務方法書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(削る)

(信用基金)
第十二条 全国団体は、保証事業等に関する信用基金を設け、国から交付された金額と全国団体が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として国以外の者から出えんされた金額との合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

(削る)

(区分経理)
第十三条 全国団体は、保証事業等に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の会計を設けて整理しなければならない。

(削る)

(事業計画等の認可)
第十四条 全国団体は、毎事業年度、保証事業等に係る事業計画、収支予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(削る)

(事業報告書の提出)
第十五条 全国団体は、毎事業年度、保証事業等に係る事業報告書、財産目録及び収支計算書を作成し、当該事業年度終了の日から三月以内に経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(削る)

(監督)
第十六条 経済産業大臣は、保証事業等の適正な実施を確保する

ため必要があると認めるときは、全国団体に対し、保証事業等
に関して監督上必要な命令をすることができ。

(事業の廃止)

第十七条 保証事業等の廃止に伴う第十三条の特別の会計に係る
残余財産の帰属その他の措置については、別に法律で定める。

(経済産業省令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、保証事業等に係る財務
及び会計に関する事項は、経済産業省令で定める。

(財務大臣との協議)

第十九条 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣と協議しな
ければならない。

- 一 第十一条又は第十四条の認可をしようとするとき。
- 二 第十五条の承認をしようとするとき。
- 三 前条の経済産業省令を定めようとするとき。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十条 認定経営発達支援計画において経営発達支援事業を
実施する者とされた一般社団法人（その社員総会における議決権
の二分の一以上を中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二
百六十四号）第二条第一項の中小企業者が有しているものに限
る。以下「一般社団法人」という。）若しくは一般財団法人（
その設立に際して拋出された財産の価額の二分の一以上が同項
の中小企業者により拋出されているものに限る。以下「一般財

(削る)

(削る)

(削る)

(中小企業信用保険法の特例)

第九条 認定事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支
援事業を実施する者又は認定経営発達支援計画において経営発
達支援事業を実施する者とされた一般社団法人（その社員総会
における議決権の二分の一以上を中小企業信用保険法（昭和二
十五年法律第二百六十四号）第二条第一項の中小企業者が有し
ているものに限る。）若しくは一般財団法人（その設立に際し
て拋出された財産の価額の二分の一以上が同項の中小企業者に

より拠出されているものに限る。)又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの)に限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。) (以下この条において「事業実施一般社団法人等」という。)であつて、当該認定事業継続力強化支援計画又は当該認定経営発達支援計画に従つた事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該事業実施一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)第六条第二項の認定事業継続力強化支援計画又は同法第八条第二項の認定経営発達支援計画に従つた事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業継続力強化支援事業又は経営発達支援事業に関する協力業務)

第十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業継続力強化支援計画に基づき事業継続力強化支援事業を実施する者又は認定経営発達支援計画に基づき経営発達支援事業を実施する

団法人」という。)若しくは特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの)に限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。)又は認定基盤施設計画において基盤施設事業を実施する者とされた一般社団法人若しくは一般財団法人(以下「事業実施一般社団法人等」という。)であつて、当該認定経営発達支援計画又は当該認定基盤施設計画に従つた経営発達支援事業又は基盤施設事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該事業実施一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)第六条第二項の認定経営発達支援計画又は同法第八条第二項の認定基盤施設計画に従つた経営発達支援事業又は基盤施設事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う経営発達支援事業に関する協力業務)

第二十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定経営発達支援計画に基づき経営発達支援事業を実施する者の依頼に応じて、その行う経営発達支援事業に関する情報の提供その他必

者の依頼に応じて、その行う事業継続力強化支援事業又は経営
発達支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行
う。

(報告)

第十一条 都道府県知事は、認定事業継続力強化支援計画に係る
事業継続力強化支援事業の実施状況について、当該認定を受け
た商工会又は商工会議所に対し、報告を求めることができる。

2 経済産業大臣は、認定経営発達支援計画に係る経営発達支援
事業の実施状況について、当該認定を受けた商工会又は商工会
議所に対し、報告を求めることができる。

(削る)

(削る)

第十二条・第十三条 (略)

(罰則)

第十四条 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を
した者は、二十万円以下の罰金に処する。

要な協力の業務を行う。

(報告及び検査)

第二十二条 経済産業大臣は、認定経営発達支援計画に係る経営
発達支援事業又は認定基盤施設計画に係る基盤施設事業の実施
状況について、当該認定を受けた商工会等に対し、報告を求め
ることができる。

2 経済産業大臣は、保証事業等の適正な実施を確保するため必
要があると認めるときは、全国団体に対して、保証事業等に係
る業務に関し報告をさせ、又はその職員に、全国団体の事務所
に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させること
ができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証
明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第二項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたも
のと解してはならない。

第二十二條の二・第二十三條 (略)

(罰則)

第二十四条 第二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告
をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査
を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に
処する。

2 商工会又は商工会議所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、商工会又は商工会議所の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その商工会又は商工会議所に対して同項の刑を科する。

(削る)

2 商工会等の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、商工会等の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その商工会等に対して同項の刑を科する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした全国団体の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により経済産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第十六条の規定による経済産業大臣の命令に違反したとき。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 遺留分に関する民法の特例（第三条―第十一条）</p> <p>第三章 支援措置（第十二条―第十五条）</p> <p>第四章 雑則（第十六条・第十七条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この章において「後継者」とは、旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者（以下「特定受贈者」という。）。又は当該特定受贈者から当該株式等を相続により取得した者であつて、当該特例中小企業者の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総社員の議決権の過半数を有し、かつ、当該特例中小企業者の代表者であるものをいう。</p> <p>4（略）</p> <p>（後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 遺留分に関する民法の特例（第三条―第十一条）</p> <p>第三章 支援措置（第十二条―第十五条）</p> <p>第四章 雑則（第十六条・第十七条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この章において「後継者」とは、旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者（以下「特定受贈者」という。）。又は当該特定受贈者から当該株式等を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者であつて、当該特例中小企業者の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総社員の議決権の過半数を有し、かつ、当該特例中小企業者の代表者であるものをいう。</p> <p>4（略）</p> <p>（後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等）</p>

第四条 旧代表者の推定相続人及び後継者は、その全員の合意をもって、書面により、次に掲げる内容の定めをすることができる。ただし、当該後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち当該定めに係るものを除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える数となる場合は、この限りでない。

一 当該後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該特定受贈者からの相続により取得した当該特例中小企業者の株式等の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと。

二 (略)

2・3 (略)

(後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等)

第五条 旧代表者の推定相続人及び後継者は、前条第一項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該特定受贈者からの相続により取得した財産(当該特例中小企業者の株式等を除く。)の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

第六条 (略)

2 旧代表者の推定相続人及び後継者は、前項の規定による合意として、後継者以外の推定相続人が当該旧代表者からの贈与又

第四条 旧代表者の推定相続人及び後継者は、その全員の合意をもって、書面により、次に掲げる内容の定めをすることができる。ただし、当該後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち当該定めに係るものを除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える数となる場合は、この限りでない。

一 当該後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該特定受贈者からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した当該特例中小企業者の株式等の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと。

二 (略)

2・3 (略)

(後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等)

第五条 旧代表者の推定相続人及び後継者は、前条第一項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該特定受贈者からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産(当該特例中小企業者の株式等を除く。)の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

第六条 (略)

2 旧代表者の推定相続人及び後継者は、前項の規定による合意として、後継者以外の推定相続人が当該旧代表者からの贈与又

は当該特定受贈者からの相続により取得した財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

は当該特定受贈者からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 遺留分に関する民法の特例（第三条―第十一条）</p> <p>第三章 支援措置（第十二条―第十五条）</p> <p>第四章 雑則（第十六条・第十七条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この章において「<u>特例中小会社</u>」とは、中小企業者のうち、一定期間以上継続して事業を行っているものとして経済産業省令で定める要件に該当する会社（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。）をいう。</p> <p>2 この章において「<u>旧代表者</u>」とは、<u>特例中小会社</u>の代表者であつた者（代表者である者を含む。）であつて、他の者に対して当該特例中小会社の株式等（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）の贈与をしたものをいう。</p> <p>3 この章において「<u>会社事業後継者</u>」とは、旧代表者から当該</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 遺留分に関する民法の特例（第三条―第十一条）</p> <p>第三章 支援措置（第十二条―第十五条）</p> <p>第四章 雑則（第十六条・第十七条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この章において「<u>特例中小企業者</u>」とは、中小企業者のうち、一定期間以上継続して事業を行っているものとして経済産業省令で定める要件に該当する会社（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。）をいう。</p> <p>2 この章において「<u>旧代表者</u>」とは、<u>特例中小企業者</u>の代表者であつた者（代表者である者を含む。）であつて、他の者に対して当該特例中小企業者の株式等（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）の贈与をしたものをいう。</p> <p>3 この章において「<u>後継者</u>」とは、旧代表者から当該特例中小</p>

特例中小会社の株式等の贈与を受けた者（以下「株式等受贈者」という。）又は当該株式等受贈者から当該株式等を相続により取得した者であつて、当該特例中小会社の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総社員の議決権の過半数を有し、かつ、当該特例中小会社の代表者であるものをいう。

4| この章において「旧個人事業者」とは、一定期間以上継続して事業を行つていた個人である中小企業者であつた者として経済産業省令で定める要件に該当する者であつて、他の者に対して当該事業に係る事業用資産（土地及び土地の上に存する権利並びに建物その他の減価償却資産（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう。）であつて、事業を実施する上で必要なものとして経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）の全部（当該事業用資産の全部又は一部が数人の共有に属する場合における当該共有に係る事業用資産については、その有していた共有持分の全部。次項において同じ。）の贈与をしたものをいう。

5| この章において「個人事業後継者」とは、旧個人事業者から前項の事業用資産の全部の贈与を受けた個人である中小企業者（以下「事業用資産受贈者」という。）又は当該事業用資産受贈者から当該事業用資産の全部を相続により取得した個人である中小企業者であつて、当該事業用資産をその営む事業の用に供しているものをいう。

6| (略)

企業者の株式等の贈与を受けた者（以下「特定受贈者」という。）又は当該特定受贈者から当該株式等を相続により取得した者であつて、当該特例中小企業者の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総社員の議決権の過半数を有し、かつ、当該特例中小企業者の代表者であるものをいう。

(新設)

(新設)

4| (略)

(会社事業後継者が取得した株式等又は個人事業後継者が取得した事業用資産に関する遺留分の算定に係る合意等)

第四条 旧代表者の推定相続人及び会社事業後継者は、その全員の合意をもって、書面により、次に掲げる内容の定めをすることができる。ただし、当該会社事業後継者が所有する当該特例中小会社の株式等のうち当該定めに係るものを除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える数となる場合は、この限りでない。

一 当該会社事業後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該株式等受贈者からの相続により取得した当該特例中小会社の株式等の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと。

二 (略)

2 次に掲げる者は、前項第二号に規定する証明をすることができない。

一 (略)

二 会社事業後継者

三・四 (略)

3 旧個人事業者の推定相続人及び個人事業後継者は、その全員の合意をもって、書面により、当該個人事業後継者が当該旧個人事業者からの贈与又は当該事業用資産受贈者からの相続により取得した事業用資産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

4 旧代表者の推定相続人及び会社事業後継者は、第一項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書

(後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等)

第四条 旧代表者の推定相続人及び後継者は、その全員の合意をもって、書面により、次に掲げる内容の定めをすることができる。ただし、当該後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち当該定めに係るものを除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える数となる場合は、この限りでない。

一 当該後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該特定受贈者からの相続により取得した当該特例中小企業者の株式等の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと。

二 (略)

2 次に掲げる者は、前項第二号に規定する証明をすることができない。

一 (略)

二 後継者

三・四 (略)

(新設)

3 旧代表者の推定相続人及び後継者は、第一項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により

面により、次に掲げる場合に当該会社事業後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならない。

一 当該会社事業後継者が第一項の規定による合意の対象とした株式等を処分する行為をした場合

二 旧代表者の生存中に当該会社事業後継者が当該特例中小会社の代表者として経営に従事しなくなった場合

5| 旧個人事業者の推定相続人及び個人事業後継者は、第三項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもつて、書面により、次に掲げる場合に当該個人事業後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならない。

一 当該個人事業後継者が第三項の規定による合意の対象とした事業用資産の処分（当該個人事業後継者の事業活動の継続のために必要な処分として経済産業省令で定めるものを除く。）をする行為をした場合

二 当該個人事業後継者が当該事業用資産を専らその営む事業の用以外の用に供している場合

三 旧個人事業者の生存中に当該個人事業後継者が事業を営まなくなった場合

（会社事業後継者が取得した株式等以外の財産又は個人事業後継者が取得した事業用資産以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意）

第五条 次の各号に掲げる者は、前条第一項又は第三項の規定による合意をする際に、併せて、当該各号に掲げる者全員の合意

、次に掲げる場合に当該後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならない。

一 当該後継者が第一項の規定による合意の対象とした株式等を処分する行為をした場合

二 旧代表者の生存中に当該後継者が当該特例中小企業者の代表者として経営に従事しなくなった場合

（新設）

（後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等）

第五条 旧代表者の推定相続人及び後継者は、前条第一項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもつて、書

をもって、書面により、当該各号に定める財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

- 一 旧代表者の推定相続人及び会社事業後継者 会社事業後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該株式等受贈者からの相続により取得した財産（当該特例中小会社の株式等を除く。）
- 二 旧個人事業者の推定相続人及び個人事業後継者 個人事業後継者が当該旧個人事業者からの贈与又は当該事業用資産受贈者からの相続により取得した財産（当該事業用資産を除く。）

（推定相続人と会社事業後継者又は個人事業後継者との間の衡平及び推定相続人間の衡平を図るための措置に係る合意）

第六条 次の各号に掲げる者は、第四条第一項又は第三項の規定による合意をする際に、併せて、当該各号に掲げる者全員の合意をもって、当該各号に定める措置に関する定めをする場合において、当該定めは、書面によつてしなければならない。

- 一 旧代表者の推定相続人及び会社事業後継者 当該推定相続人と当該会社事業後継者との間の衡平及び当該推定相続人間の衡平を図るための措置
- 二 旧個人事業者の推定相続人及び個人事業後継者 当該推定相続人と当該個人事業後継者との間の衡平及び当該推定相続人間の衡平を図るための措置

2 次の各号に掲げる者は、前項の規定による合意として、当該各号に定める財産の全部又は一部について、その価額を遺留分

面により、後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該特定受贈者からの相続により取得した財産（当該特例中小企業者の株式等を除く。）の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

第六条 旧代表者の推定相続人及び後継者が、第四条第一項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、当該推定相続人と当該後継者との間の衡平及び当該推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定めをする場合においては、当該定めは、書面によつてしなければならない。

2 旧代表者の推定相続人及び後継者は、前項の規定による合意として、後継者以外の推定相続人が当該旧代表者からの贈与又は当該特定受贈者からの相続により取得した財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

一 旧代表者の推定相続人及び会社事業後継者 会社事業後継者以外の推定相続人が当該旧代表者からの贈与又は当該株式等受贈者からの相続により取得した財産

二 旧個人事業者の推定相続人及び個人事業後継者 個人事業後継者以外の推定相続人が当該旧個人事業者からの贈与又は当該事業用資産受贈者からの相続により取得した財産

(経済産業大臣の確認)

第七条 第四条第一項の規定による合意(前二条の規定による合意をした場合)については、同項及び前二条の規定による合意。以下この条において同じ。)をした会社事業後継者は、次の各号のいずれにも該当することについて、経済産業大臣の確認を受けることができる。

一 当該合意が当該特例中小会社の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。

二 申請をした者が当該合意をした日において会社事業後継者であったこと。

三 当該合意をした日において、当該会社事業後継者が所有する当該特例中小会社の株式等のうち当該合意の対象とした株式等を除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の百分の五十以下の数であったこと。

四 第四条第四項の規定による合意をしていること。

2 第四条第三項の規定による合意(前二条の規定による合意をした場合)については、同項及び前二条の規定による合意。以下

(経済産業大臣の確認)

第七条 第四条第一項の規定による合意(前二条の規定による合意をした場合)については、同項及び前二条の規定による合意。以下この条において同じ。)をした後継者は、次の各号のいずれにも該当することについて、経済産業大臣の確認を受けることができる。

一 当該合意が当該特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。

二 申請をした者が当該合意をした日において後継者であったこと。

三 当該合意をした日において、当該後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち当該合意の対象とした株式等を除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の百分の五十以下の数であったこと。

四 第四条第三項の規定による合意をしていること。

(新設)

この条において同じ。)をした個人事業後継者は、次の各号のいずれにも該当することについて、経済産業大臣の確認を受けることができる。

一 当該合意が当該旧個人事業者が営んでいた事業の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。

二 申請をした者が当該合意をした日において個人事業後継者であったこと。

三 第四条第五項の規定による合意をしていること。

3 前二項の確認の申請は、経済産業省令で定めるところにより、第四条第一項又は第三項の規定による合意をした日から一月以内に、次に掲げる書類を添付した申請書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

一 当該合意の当事者の全員の署名又は記名押印のある次に掲げる書面

イ (略)

ロ 当該合意の当事者の全員が当該特例中小会社又は当該旧個人事業者が営んでいた事業の経営の承継の円滑化を図るために当該合意をした旨の記載がある書面

二 旧代表者の推定相続人及び会社事業後継者が第四条第一項第二号に掲げる内容の定めをした場合においては、同号に規定する証明を記載した書面

三 (略)

4 第四条第一項又は第三項の規定による合意をした会社事業後継者又は個人事業後継者が死亡したときは、その相続人は、第一項又は第二項の確認を受けることができない。

5 経済産業大臣は、第一項又は第二項の確認を受けた者について

2 前項の確認の申請は、経済産業省令で定めるところにより、第四条第一項の規定による合意をした日から一月以内に、次に掲げる書類を添付した申請書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

一 当該合意の当事者の全員の署名又は記名押印のある次に掲げる書面

イ (略)

ロ 当該合意の当事者の全員が当該特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るために当該合意をした旨の記載がある書面

二 第四条第一項第二号に掲げる内容の定めをした場合においては、同号に規定する証明を記載した書面

三 (略)

3 第四条第一項の規定による合意をした後継者が死亡したときは、その相続人は、第一項の確認を受けることができない。

4 経済産業大臣は、第一項の確認を受けた者について、偽りそ

て、偽りその他不正の手段によりその確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

(家庭裁判所の許可)

第八条 第四条第一項又は第三項の規定による合意（第五条又は第六条第二項の規定による合意をした場合にあつては、第四条第一項又は第三項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意）は、前条第一項又は第二項の確認を受けた者が当該確認を受けた日から一月以内にした申立てにより、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。

2 (略)

3 前条第一項又は第二項の確認を受けた者が死亡したときは、その相続人は、第一項の許可を受けることができない。

(合意の効力)

第九条 前条第一項の許可があつた場合には、民法第千四十三条第一項の規定及び同法第千四十四条第三項において読み替えて適用される同条第一項の規定にかかわらず、第四条第一項第一号に掲げる内容の定めに係る株式等及び同条第三項の定めに係る事業用資産並びに第五条及び第六条第二項の規定による合意に係る財産の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないものとする。

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する合意は、旧代表者又は旧個人事業者がした遺贈及び贈与について、当該合意の当事者（民法第百八十七条第二項（同条第三項におい

の他不正の手段によりその確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

(家庭裁判所の許可)

第八条 第四条第一項の規定による合意（第五条又は第六条第二項の規定による合意をした場合にあつては、第四条第一項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意）は、前条第一項の確認を受けた者が当該確認を受けた日から一月以内にした申立てにより、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。

2 (略)

3 前条第一項の確認を受けた者が死亡したときは、その相続人は、第一項の許可を受けることができない。

(合意の効力)

第九条 前条第一項の許可があつた場合には、民法第千四十三条第一項の規定及び同法第千四十四条第三項において読み替えて適用される同条第一項の規定にかかわらず、第四条第一項第一号に掲げる内容の定めに係る株式等並びに第五条及び第六条第二項の規定による合意に係る財産の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないものとする。

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する合意は、旧代表者がした遺贈及び贈与について、当該合意の当事者（民法第百八十七条第二項（同条第三項において準用する場合を

て準用する場合を含む。)の規定により当該旧代表者又は旧個人事業者の相続人となる者(次条第四号において「代襲者」という。)を含む。次条第三号において同じ。)以外の者に対してする遺留分侵害額の請求に影響を及ぼさない。

(合意の効力の消滅)

第十条 第八条第一項に規定する合意は、次に掲げる事由が生じたときは、その効力を失う。

一 第七条第一項又は第二項の確認が取り消されたこと。

二 旧代表者の生存中に会社事業後継者が死亡し、若しくは心身の故障のため代表者の職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者に該当するに至ったこと
又は旧個人事業者の生存中に個人事業後継者が死亡したこと。

三 当該合意の当事者(旧代表者の推定相続人でない会社事業後継者及び旧個人事業者の推定相続人でない個人事業後継者を除く。)以外の者が新たに旧代表者又は旧個人事業者の推定相続人となったこと。

四 当該合意の当事者の代襲者が旧代表者又は旧個人事業者の養子となったこと。

第三章 支援措置

(指導及び助言)

第十五条 (略)

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の経営の

含む。)の規定により当該旧代表者の相続人となる者(次条第四号において「代襲者」という。)を含む。次条第三号において同じ。)以外の方に対してする遺留分侵害額の請求に影響を及ぼさない。

(合意の効力の消滅)

第十条 第八条第一項に規定する合意は、次に掲げる事由が生じたときは、その効力を失う。

一 第七条第一項の確認が取り消されたこと。

二 旧代表者の生存中に後継者が死亡し、又は心身の故障のため代表者の職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者に該当するに至ったこと。

三 当該合意の当事者(旧代表者の推定相続人でない後継者を除く。)以外の者が新たに旧代表者の推定相続人となったこと。

四 当該合意の当事者の代襲者が旧代表者の養子となったこと。

第三章 支援措置

(指導及び助言)

第十五条 (略)

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の経営の

承継の円滑化を図るため、旧代表者（第三条第二項に規定する旧代表者をいう。）、会社事業後継者（同条第三項に規定する会社事業後継者をいう。）、旧個人事業者（同条第四項に規定する旧個人事業者をいう。）、個人事業後継者（同条第五項に規定する個人事業後継者をいう。）その他その経営に従事する者に対して、その経営の承継の円滑化に関し必要な助言を行うものとする。

3
(略)

承継の円滑化を図るため、旧代表者（第三条第二項に規定する旧代表者をいう。）、後継者（同条第三項に規定する後継者をいう。）その他その経営に従事する者に対して、その経営の承継の円滑化に関し必要な助言を行うものとする。

3
(略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第七条―第十四条）</p> <p>第三章 業務等（第十五条―第二十五条）</p> <p>第四章 雑則（第二十六条―第三十二条）</p> <p>第五章 罰則（第三十三条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条―第六条（略）</p> <p>第二章 役員及び職員</p> <p>第七条―第十四条（略）</p> <p>第三章 業務等</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～八（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第七条―第十四条）</p> <p>第三章 業務等（第十五条―第二十五条）</p> <p>第四章 雑則（第二十六条―第三十二条）</p> <p>第五章 罰則（第三十三条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条―第六条（略）</p> <p>第二章 役員及び職員</p> <p>第七条―第十四条（略）</p> <p>第三章 業務等</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～八（略）</p>

九 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二
条及び第二十七条の規定による債務の保証、同法第三十九条
、第四十一条、第四十七条及び第五十八条の規定による協力
並びに同法第七十二条第一項の規定による特定の地域におけ
る工場又は事業場の整備、出資等を行うこと。

十～二十一（略）

二十二 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関
する法律（平成五年法律第五十一号）第十条の規定による協
力を行うこと。

二十三～二十五（略）

2（略）

一～五（略）

六 委託を受けて、中小企業等経営強化法第七十二条第二項の
規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術
的援助等を行うこと。

七・八（略）

3・4（略）

5 機構は、第一項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第
三十九条第一項に規定するものに限る。）、第一項第九号に掲
げる業務（中小企業等経営強化法第七十二条第一項に規定する
ものに限る。）及び第一項第十三号に掲げる業務については、
地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸そ
の他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

第十六条・第十七条（略）

九 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十
一条第一項及び第二項の規定による債務の保証、同法第三十
三条、第三十五条及び第四十一条の規定による協力並びに同
法第五十四条第一項の規定による特定の地域における工場又
は事業場の整備、出資等を行うこと。

十～二十一（略）

二十二 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関
する法律（平成五年法律第五十一号）第二十一条の規定によ
る協力を行うこと。

二十三～二十五（略）

2（略）

一～五（略）

六 委託を受けて、中小企業等経営強化法第五十四条第二項の
規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術
的援助等を行うこと。

七・八（略）

3・4（略）

5 機構は、第一項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第
三十九条第一項に規定するものに限る。）、第一項第九号に掲
げる業務（中小企業等経営強化法第五十四条第一項に規定する
ものに限る。）及び第一項第十三号に掲げる業務については、
地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸そ
の他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

第十六条・第十七条（略）

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業等経営強化法第十二条及び第二十七条に規定するものに限る。)、同項第十号に掲げる業務、同項第十五号に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。)、同項第十六号に掲げる業務及び同項第十七号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 五 (略)

2 (略)

第十九条(第二十一条 (略))

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業等経営強化法第七十二条第一項第一号に掲げるものに限る。)及び第十五条第一項第十九号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業等経営強化法第二十一条第一項及び第二項に規定するものに限る。)、同項第十号に掲げる業務、同項第十五号に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。)、同項第十六号に掲げる業務及び同項第十七号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 五 (略)

2 (略)

第十九条(第二十一条 (略))

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業等経営強化法第五十四条第一項第一号に掲げるものに限る。)及び第十五条第一項第十九号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2
6
(略)

第二十三条～第二十五条 (略)

第四章 雑則

第二十六条～第三十二条 (略)

第五章 罰則

第三十三条～第三十五条 (略)

2
6
(略)

第二十三条～第二十五条 (略)

第四章 雑則

第二十六条～第三十二条 (略)

第五章 罰則

第三十三条～第三十五条 (略)

改正案	現行
<p>（用途による不動産取得税の非課税） 第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一 二十（略）</p> <p>二十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第七十二条第一項第一号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地</p> <p>二十二 三十九（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>附則</p> <p>（不動産取得税の課税標準の特例） 第十一条（略）</p> <p>2 15（略）</p>	<p>（用途による不動産取得税の非課税） 第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一 二十（略）</p> <p>二十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十四条第一項第一号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地</p> <p>二十二 三十九（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>附則</p> <p>（不動産取得税の課税標準の特例） 第十一条（略）</p> <p>2 15（略）</p>

租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法第二十条第二項に規定する認定経営力向上計画（同法第十九条第二項第三号に掲げる事項として同法第十二条第十二項第七号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行う当該事業の譲受けにより政令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法第十四条第二項に規定する認定経営力向上計画（同法第十三条第二項第三号に掲げる事項として同法第十二条第十項第七号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行う当該事業の譲受けにより政令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

改正案	現行
<p>（業務の範囲等） 第四十三条 機構は、第三十二条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一〇八 （略） 九 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）<u>第四十</u> <u>六条</u>に規定する業務を行うこと。 十〇十三 （略） 十四 中小企業等経営強化法第七十条第一項各号に掲げる業務を行うこと。 二〇四 （略）</p>	<p>（業務の範囲等） 第四十三条 機構は、第三十二条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一〇八 （略） 九 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）<u>第四十</u> <u>条</u>に規定する業務を行うこと。 十〇十三 （略） 十四 中小企業等経営強化法第五十二条第一項各号に掲げる業務を行うこと。 二〇四 （略）</p>

改 正 案		現 行
<p>第十四条第一項</p> <p>中小企業者及び組合等は</p> <p>特定中小企業者等（沖繩振興特別措置法（平成十四年</p>	<p>（中小企業等経営強化法の特例）</p> <p>第六十六条 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、特定中小企業者（沖繩においてその業種における経営革新（中小企業等経営強化法第二条第九項に規定する経営革新をいう。以下この条において同じ。）による経営の向上の促進が沖繩の経済の振興に資すると認められる業種であつて政令で定めるもの（以下この条において「特定業種」という。）に属する事業を行う沖繩の中小企業者をいう。以下この条において同じ。）及び特定組合等（特定中小企業者により構成される同法第二条第六項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新に関する指針（以下「沖繩経営革新指針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 特定中小企業者及び特定組合等が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての中小企業等経営強化法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（中小企業等経営強化法の特例）</p> <p>第六十六条 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、特定中小企業者（沖繩においてその業種における経営革新（中小企業等経営強化法第二条第七項に規定する経営革新をいう。以下この条において同じ。）による経営の向上の促進が沖繩の経済の振興に資すると認められる業種であつて政令で定めるもの（以下この条において「特定業種」という。）に属する事業を行う沖繩の中小企業者をいう。以下この条において同じ。）及び特定組合等（特定中小企業者により構成される同法第二条第五項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新に関する指針（以下「沖繩経営革新指針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 特定中小企業者及び特定組合等が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての中小企業等経営強化法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>第八条第一項</p> <p>中小企業者及び組合等は</p> <p>特定中小企業者等（沖繩振興特別措置法（平成十四年</p>		

第十四条第二 項第五号	組合等	行政庁	経済産業省令	若しくは連合 会又は会社	中小企業者及 び組合等が	
	特定組合等	沖縄県知事	内閣府令・経済産業省令	若しくは連合会（特定組合等に該当するものに限る。）又は会社（同法第六十六条第一項に規定する特定業種に属する事業を行う沖縄の会社に限る。以下この項において同じ。）	特定中小企業者等が	法律第十四号）第六十六条第一項に規定する特定中小企業者（以下単に「特定中小企業者」という。）及び同項に規定する特定組合等（以下単に「特定組合等」という。）をいう。以下同じ。）は

第八条第二 項第五号	組合等	行政庁	経済産業省令	若しくは連合 会又は会社	中小企業者及 び組合等が	
	特定組合等	沖縄県知事	内閣府令・経済産業省令	若しくは連合会（特定組合等に該当するものに限る。）又は会社（同法第六十六条第一項に規定する特定業種に属する事業を行う沖縄の会社に限る。以下この項において同じ。）	特定中小企業者等が	法律第十四号）第六十六条第一項に規定する特定中小企業者（以下単に「特定中小企業者」という。）及び同項に規定する特定組合等（以下単に「特定組合等」という。）をいう。以下同じ。）は

第十四条第三項	行政庁	沖繩県知事	第十四条第三項第一号				基本方針 沖繩振興特別措置法第六十六 条第一項に規定する沖繩 経営革新指針
			中小企業者及 び組合等	経済産業省令	その承認をし た行政庁	行政庁	
第十五条第一項	中小企業者及 び組合等	特定中小企業者等	第十五条第一項				特定中小企業者等
			経済産業省令	内閣府令・経済産業省令	その承認をし た行政庁	行政庁	
第十五条第二項	行政庁	沖繩県知事	第十五条第二項				特定中小企業者
			経済産業省令	内閣府令・経済産業省令	その承認をし た行政庁	行政庁	
第二十四条第一項から第三 項まで及び第 二十五条第一 項各号	中小企業者	特定中小企業者	第二十四条第一項から第三 項まで及び第 二十五条第一 項各号				特定中小企業者
			経済産業省令	内閣府令・経済産業省令	その承認をし た行政庁	行政庁	

第八条第三項	行政庁	沖繩県知事	第八条第三項				基本方針 沖繩振興特別措置法第六十六 条第一項に規定する沖繩 経営革新指針
			中小企業者及 び組合等	経済産業省令	その承認をし た行政庁	行政庁	
第九条第一項	中小企業者及 び組合等	特定中小企業者等	第九条第一項				特定中小企業者等
			経済産業省令	内閣府令・経済産業省令	その承認をし た行政庁	行政庁	
第九条第二項	行政庁	沖繩県知事	第九条第二項				特定中小企業者
			経済産業省令	内閣府令・経済産業省令	その承認をし た行政庁	行政庁	
第十八条第一 項から第三項 まで並びに第 十九条第一項 第一号及び第 二号	中小企業者	特定中小企業者	第十八条第一 項から第三項 まで並びに第 十九条第一項 第一号及び第 二号				特定中小企業者
			経済産業省令	内閣府令・経済産業省令	その承認をし た行政庁	行政庁	

第七十八條第 二項			第七十七條第 二項	第七十六條第 八項	第七十六條第 二項		第七十五條第 二項	第二十六條第 一項第一号	
經濟産業大臣	經濟産業省令	都道府県知事	行政庁	都道府県	中小企業者	行政庁	都道府県	經濟産業省令 ・財務省令	中小企業者及 び組合等
内閣総理大臣及び經濟産業 大臣	内閣府令・經濟産業省令	沖縄県知事	沖縄県知事	沖縄県	特定中小企業者	沖縄県知事	沖縄県	内閣府令・經濟産業省令・ 財務省令	特定中小企業者等

第六十條第二 項			第五十九條第 一項	第五十八條第 五項	第五十八條第 一項		第五十七條第 一項	第二十條第一 項第一号	
經濟産業大臣	經濟産業省令	都道府県知事	行政庁	都道府県	中小企業者	行政庁	都道府県	經濟産業省令 ・財務省令	中小企業者及 び組合等
内閣総理大臣及び經濟産業 大臣	内閣府令・經濟産業省令	沖縄県知事	沖縄県知事	沖縄県	特定中小企業者	沖縄県知事	沖縄県	内閣府令・經濟産業省令・ 財務省令	特定中小企業者等

第八十二条第
一項

第七十七条

第七十七条第二項（沖繩振
興特別措置法第六十六条第
五項の規定により読み替え
て適用する場合を含む。）
及び第四項

第六十四条第
一項

第五十九条

第五十九条第一項（沖繩振
興特別措置法第六十六条第
五項の規定により読み替え
て適用する場合を含む。）
及び第二項

改正案	現行
<p>第二百四十三条 遺留分の算定に係る合意についての許可の審判事件（別表第一の百三十四の項の事項についての審判事件をいう。）は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。</p> <p>一 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第四条第一項の規定による合意（同法第五条又は第六条第二項の規定による合意をした場合）にあつては、同法第四条第一項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意）についての申立てに係るものである場合 同法第三条第二項の旧代表者の住所地</p> <p>二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第四条第三項の規定による合意（同法第五条又は第六条第二項の規定による合意をした場合）にあつては、同法第四条第三項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意）についての申立てに係るものである場合 同法第三条第四項の旧個人事業者の住所地</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第二百四十三条 遺留分の算定に係る合意についての許可の審判事件（別表第一の百三十四の項の事項についての審判事件をいう。）は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第三条第二項の旧代表者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p>